

子ども・子育て支援事業計画の 策定について

平成26年1月22日

第4回子ども・子育て協議会資料

子ども・子育て支援事業計画策定までの流れ

平成26年1月

2月

3月

4月

5月

6月

ニーズ調査 集計結果

- 国の「作業の手引き」に従って「子どもの年齢別」「家族類型別」等の詳細集計を行う。

「提供区域」 の検討

- 小学校単位、中学校単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定め、この区域ごとに将来の事業量を設定する。

「量の見込み」 の検討

- 各年度における提供区域ごとの教育・保育の量の見込みをニーズ調査結果等を踏まえて作成する。
- 認定区分ごとに必要利用定員総数を定める。

「確保方策」 の検討

- 提供区域及び認定区分ごとに量の見込みを達成するための対応策を、計画年度別に現状把握や事業者の意向等を踏まえた確保方策として検討する。

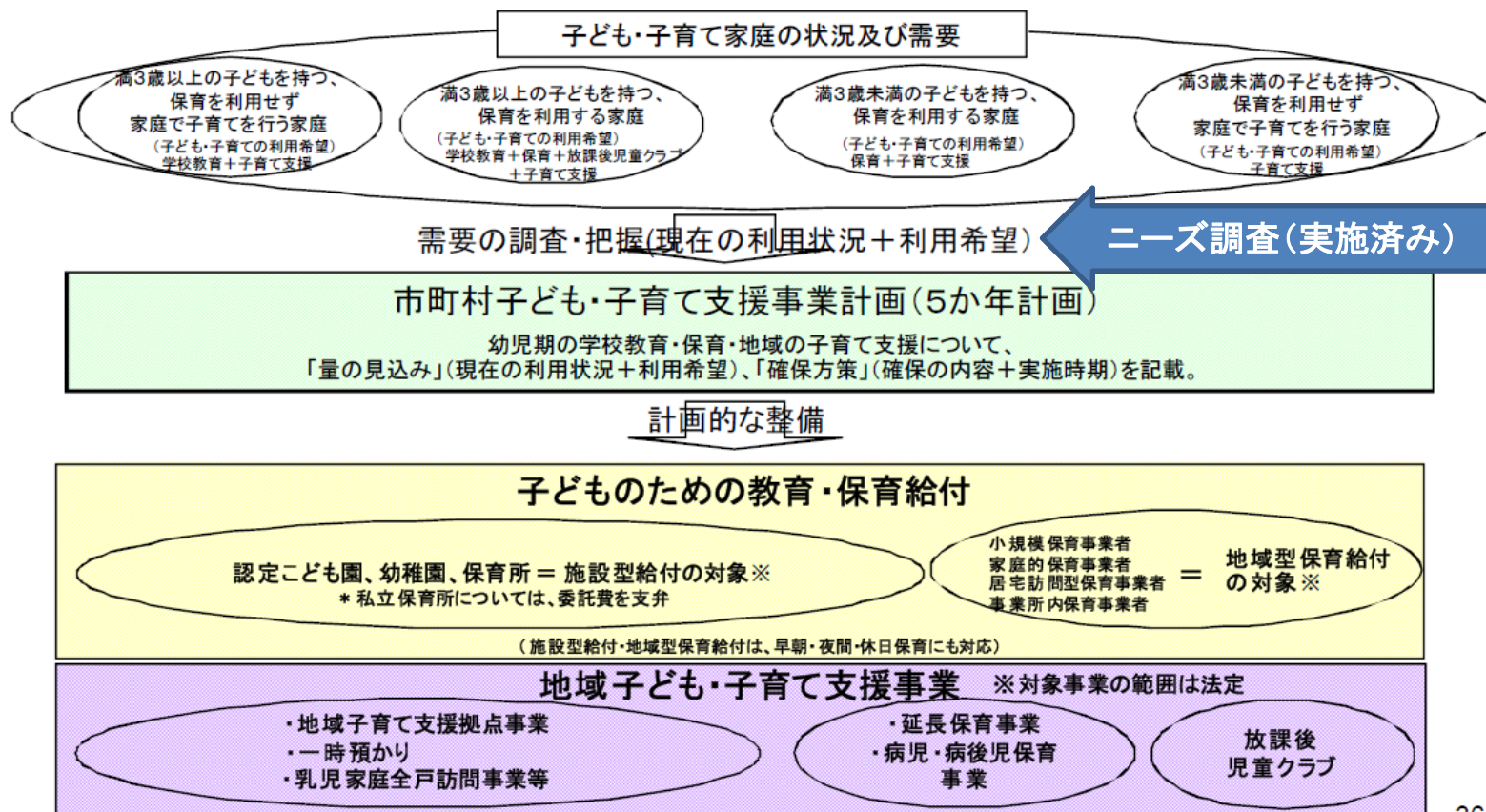
事業計画骨 子案の作成

- 国の基本指針にしたがって、提供区域の設定、量の見込みの検討及び確保方策の検討等について骨子として取りまとめる。

事業計画について

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



事業計画の記載事項

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

提供区域の設定

- 「地理的条件」、「人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には「小学校区」「中学校区」「行政区」等が考えられますが、以下の視点で区域設定を考えていきます。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

教育・保育の「量の見込み」

- 教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めます。
- ニーズ調査をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの「幼稚園」「保育所」等の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。
- 設定は「0-2歳・保育の必要性あり」「3-5歳・保育の必要性あり」「3-5歳・幼児期の学校教育のみ」の3つの認定区分により行います。

「量の見込み」のとりまとめイメージ

提供区域A	1年目			2年目			3年目			...
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	...
①量の見込み(必要利用定員総数)	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人	...

教育・保育の「確保方策」

- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

「確保方策」のとりまとめイメージ

提供区域A		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」

- 教育・保育提供区域ごとに、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を定めます。
- ニーズ調査等をもとに、地域子ども・子育て支援事業(※3)の「現在の利用状況」+「利用希望」を踏まえて設定します。

「量の見込み」のとりまとめイメージ

提供区域A 【地域子育て支援拠点事業】	1年目	2年目	3年目	...	5年目
①量の見込み	4,000人 (7か所)	4,000人 (7か所)	4,000人 (7か所)	...	4,000人 (7か所)

※3 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、一時預かり事業、病児・病後児保育事業(病児ケアハウス)、地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業 等 【全13事業】

地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」

- 教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

「確保方策」のとりまとめイメージ

提供区域A 【地域子育て支援拠点事業】	1年目	2年目	3年目	...	5年目
①量の見込み	4,000人 (7か所)	4,000人 (7か所)	4,000人 (7か所)	...	4,000人 (7か所)
②確保の内容	3,000人 (5か所)	3,000人 (5か所)	3,500人 (6か所)	...	4,000人 (7か所)
②－①	▲1,000人 (▲2か所)	▲1,000人 (▲2か所)	▲500人 (▲1か所)	...	0人 (0か所)

幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

【例】

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な幼保小連携の取組の推進
- 幼保小連携、0-2歳に係る取組と3-5歳に係る取組の連携

山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画の 構成イメージ

序論

- 計画策定の趣旨、計画期間・計画対象等計画の概要等について記載します。

山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

- 子ども・子育て家庭を取り巻く状況の変化、仕事と子育ての両立の充実、待機児童問題、障害児の増加と必要な支援の充実等に関する現状等について既存資料等をもとに把握するとともに課題のとりまとめを行います。

次世代育成後期計画(さんようおの だ子育て元気プラン2010)の検証

- 上記「2. 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題」で示された諸課題、「さんようおのだ子育て元気プラン2010」の評価、ニーズ調査結果等を踏まえて現計画の総括を行います。

基本理念等

- 国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「さんようおのだ子育て元気プラン2010」の基本理念等、さらには「保育の量的拡大・確保」「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」の新制度の3つの狙いを踏まえて、将来像や基本理念を想定します。

事業計画

- 教育・保育の提供区域、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、確保の内容・実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容・実施時期などを国の基本指針にしたがって記載します。

計画の推進体制

- 事業計画は、山陽小野田市子ども・子育て協議会会議において毎年度点検・評価を行うことを記載します。